

# 令和6年度南河内地区ニホンジカ被害対策実施業務

## 仕様書

### 第1 目的

大阪府南部地域において、近年、ニホンジカ（以下、「シカ」という。）の目撃等の情報が増加しており、地域への定着により新たな農林業被害の発生が危惧されている。当該地域は、従来はシカが生息していなかったことから、シカ被害の防除対策が進んでおらず、被害対策の体制整備の推進が求められている。

本業務では、センサーカメラ調査を実施し、シカの生息状況を把握するとともに、生息状況調査の結果を踏まえ、地域の関係者（市、猟友会、農林業団体等）と協議し、捕獲等を含めた被害対策の体制整備を推進するものとする。

### 第2 業務場所

河内長野市小深地内ほか

### 第3 業務期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

### 第4 業務内容

#### （1）生息状況調査

##### （ア）センサーカメラ調査

大阪府動物愛護畜産課が設置している既設センサーカメラ（19基：【位置図】参照）の設定条件の点検及びデータ回収及び電池交換等の保守管理を行う。なお、別途地権者との交渉が必要になるが、独自にセンサーカメラを設置することは妨げない。

##### （イ）生息状況等の解析

上記（ア）のセンサーカメラによる撮影結果（既往調査結果を含む）及び下記（2）の（イ）の捕獲実績等により、当該地域におけるシカの生息状況及び行動域等を分析する。

なお、調査の実施に当たっては、センサーカメラの設置場所等、現地に精通した地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターと連携すること。

#### （2）シカ被害対策の体制整備

##### （ア）シカ被害対策検討会議の運営

地域の関係者（市、猟友会、農林業団体等）によるシカ被害対策に係る検討会議を運営し、3回程度開催する。

当該会議において、地域の関係者の意見を踏まえ、被害対策方針を策定し、当該会議において、対策にかかる実施状況報告や意見交換を行う。

##### （イ）試行的捕獲の実施

上記（ア）で策定した被害対策方針の実施に向け、以下のとおりシカの捕獲を実施する。

1) くくりわな等で捕獲すること（原則として、銃猟は禁止。ただし、止めさしで銃

を使用することは妨げない)。

- 2) 誘引餌を活用し、人の利用頻度が低く安全性を担保しうる箇所を選定して捕獲を実施すること。
- 3) 捕獲作業(わなの点検、給餌、止めさし、わな再設置等)として30日以上(事前誘引日を含む)、捕獲従事者が述べ60人日以上出役すること。
- 4) 捕獲実施区域は、【位置図】で定める区域とし、上記(1)の生息状況調査の結果を踏まえ、わなの設置場所を決定すること。
- 5) 捕獲実施期間は、上記(1)の生息状況調査の結果等を踏まえ、決定すること。
- 6) 捕獲目標は、10頭程度とする。目標頭数に達しても、監督職員と協議の上、上記に記載している述べ人日数を満たすまで捕獲作業を継続すること。なお、目標頭数を満たさない場合も、委託契約の減額変更の対象ではないが、受託者は本業務の趣旨に鑑み、目標達成に向けて努力するものとする。
- 7) 本業務は、被害対策体制を整備することを目的としているため、当該地域で活動している有害捕獲従事者(以下、「地元狩猟者」という。)を本業務の捕獲従事者に含めること。

ただし、すべての捕獲場所で地元狩猟者の活動を求めるものではない。なお、地元狩猟者はシカ捕獲の経験者のない者が多いことから、適宜、技術指導を行うこと。

なお、本事業にかかる鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく、有害捕獲許可は、河内長野市長が許可をするものである。

- 8) 捕獲があった場合には、下記のとおり記録するとともに、捕獲個体の尻尾を切り取り、冷凍の上、以下の書類とともに提出すること。
  - A) 捕獲個体記録票(別添様式)
  - B) 捕獲個体のアップ写真  
捕獲個体は頭部が右側(足が下向き)の状態、捕獲個体が識別できるようマーキングし、捕獲個体の全身が写るように撮影すること。
  - C) 捕獲個体と捕獲従事者が写った写真
- 9) 捕獲個体は、前記に規定する記録を行った後は、と体・残滓を山野に放置することなく、法令等に従い適切に処理すること。

## 第5 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を発注者に提出し、内容について監督職員の審査の上、承認を得なければならない。

業務計画書には、下記の事項を記載すること。

- ・業務工程表
- ・業務の実施方法
- ・業務実施体制表
- ・安全対策に関する事項
- ・緊急時の連絡体制及び対応
- ・その他必要な事項

## 第6 協議・打合せ

協議・打合せは、作業着手時、中間時(1回)、成果品取りまとめ段階を標準とするが、その他、監督職員が必要と認めた時とする。

## 第7 疑義の処理

受注者は、作業着手後作業内容について疑義が生じた場合には速やかに監督職員に報告し、対策を協議しなければならない。報告を怠って業務を実施したために生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

また、仕様書に明示されていないものでも、作業の性質上、当然必要な事項及び法令又は慣例によって履行しなければならない事項は、監督職員の指示により、受注者の負担で措置しなければならない。

## 第8 暴力団等の排除について

### (1) 契約書第4条関係

受注者は、大阪府暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けた者又は契約書第23条第2項第12号に該当する者を受任者又は下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。）にしてはならない。

これらの事実が確認された場合、監督職員は、受注者に対し契約書第4条第4項に基づく必要な措置をとるべきことを請求できる。

なお、下請契約の解除にかかる一切の責任は受注者が負うものとする。

### (2) 再委託契約、下請契約の締結等

受注者は、業務の一部を委任し又は請け負わず場合に締結する委託契約書又は下請契約書に契約書「第23条第2項第12号」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

また、受注者は監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければならない。

## 第9 不当介入に対する報告・届出等

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、発注者に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

## 第10 安全対策（安全管理・安全教育）について

- (1) 受注者は、捕獲業務等の実施期間中には人身事故の防止に努め、交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないように、十分な注意を払わなければならない。
- (2) 受注者は、事故の未然防止にかかる安全教育を作業従事者に行い、調査機材等については必要な表示等を行うこと。また、必要に応じて安全誘導員、案内看板の配置等により、地元住民や入山者の安寧を維持し、苦情等のないよう円滑な業務遂行に努めること。
- (3) 受注者は、業務実施中に業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して

損害を与える事故が発生した場合には、応急の措置を講じるとともに、直ちに事故発生  
の原因、経過及び被害内容等を発注者に報告しなければならない。

### 第 1 1 提出書類（成果品等）

- (1) 業務報告書 ファイル製本（A4 版） 2 部
- (2) 報告書の電子データ 1 部

なお、本業務に必要な様式類は「環境農林水産部 建設工事等様式集」

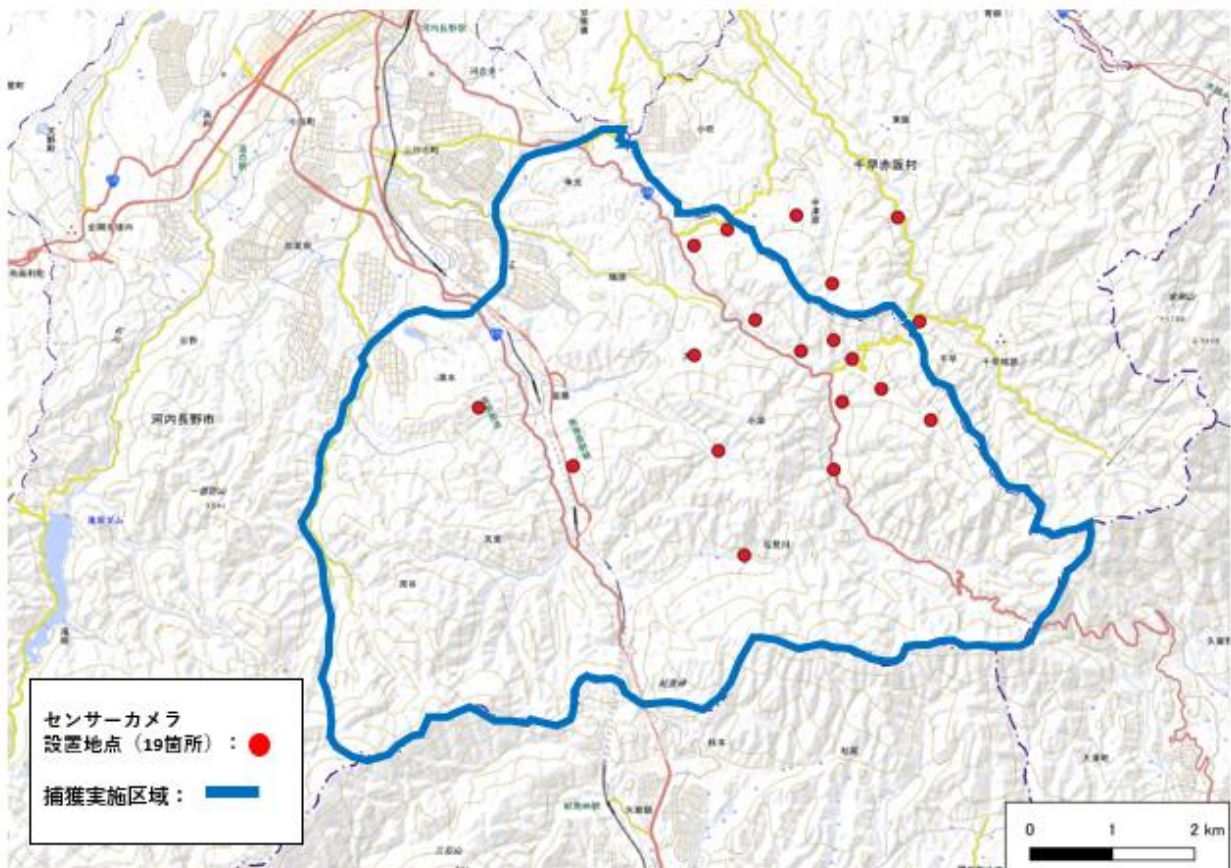
[http://www.pref.osaka.lg.jp/kannosomu/nyusatu/jyoho/gi\\_jyutsu-jyohou-you.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kannosomu/nyusatu/jyoho/gi_jyutsu-jyohou-you.html)

によるものとする。

### 第 1 2 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、監督職員と連絡を密にし、付近の住民と紛争を生じないよ  
うにし、紛争が生じたときは監督職員と協議の上、早急に処理し、業務の実施に支障を  
きたしてはならない。
- (2) 受注者は、関係官公庁等に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞な  
くその旨を監督職員に申し出て協議しなければならない。
- (3) 本業務の成果品等は、受注者が無断でほかに公表又は貸与してはならない。
- (4) 受注者は、本業務完了後、成果品を監督職員に提出して検査を受けなければならない。  
その際、修補を指示された事項については、速やかに対応しなければならない。

### 【位置図】センサーカメラ設置地点（既設）及び捕獲実施区域



【別添様式】

## 捕獲個体記録票

記入者氏名 \_\_\_\_\_

日付	年 月 日	時間	
捕獲場所		天候	
捕獲作業者名			
	(計 名)		

捕獲個体番号		わな番号	
性別	オス ・ メス ・ 不明 ※妊娠の有無： 有 ・ 無	年齢	成獣 ・ 幼獣 ・ 不明
体長	cm	体重	kg
記録写真	写真 No. _____		
特記事項			

※本様式は、捕獲個体ごとに記入すること

※捕獲時間は、止めさしの時刻を記入すること

※捕獲場所は、図面を添付すること